

長岡明德高等学校 午前部 生徒心得

1 授業について

- ア すべての授業に対して、節度や規律のある行動をすること。
- イ 携帯電話・スマートフォンなどは電源を切るかマナーモードにし、ロッカーまたはかばんに入れること。
- ウ 飲食（飴やガムを含む）をしない。夏場の給水に関しては授業担当者の指示に従うこと。
- エ 授業妨害など他の人に迷惑をかけないこと。
- オ 休み時間にトイレ等の用事を済ませ、チャイムが鳴る前に指定された席に座り、すぐに授業が開始できるように準備をして待っていること
- カ 授業中は授業担当の指示に従うこと。
- キ 履修登録した授業すべてに出席すること。

2 身だしなみについて

- ア 身だしなみや言動については、社会規範と秩序を守り、他人に迷惑をかけないようにすること。
- イ 服装は高校生らしい服装を心がけ、簡素で清潔なものとし、華美なものやだらしないものは着用しないこと。
- ウ 入れ墨、タトゥーは禁止とする。

3 その他の学校生活について

- ア 本校生徒としての誇りをもち、学校生活及び社会一般のルール・マナーを守り、地域社会の一員としての責任ある行動を心掛けること。
- イ 校内のコンセントを使って、携帯電話やその他のポータブル機器などの充電を行わないこと。
- ウ 授業のない空き時間は、生徒ホールや図書室、自習室で静かに過ごすこと。
- エ 下足箱、個人ロッカーは必ず施錠し、貴重品は常に身に付けておくこと。
- オ 校内では、飲み歩きや食べ歩きをしないこと。
- カ 他の人のスマートフォンに触らないこと。また自分のスマートフォンを他の人に貸さないこと。
- キ 必要以上の金銭、高額な貴重品、高価な私物、学校生活に必要なものは持参しないこと。

4 アルバイトについて

- ア アルバイトを希望する場合は、事前に『就労（アルバイト）許可願』を担任に提出すること。
- イ 遅くとも夜 10 時までに帰宅すること。
- ウ 職種について、以下のものは禁止する。
 - ・居酒屋など酒類を提供する職種
 - ・運転業務を伴う職種
 - ・深夜のアルバイト
 - ・新潟県青少年健全育成条例等で禁止又は制限されている職種
 - ・風俗営業等のおそれのある職種

5 交通安全について

(1) 全般について

- ア 事故のないように十分注意し、交通規則を守り、正しい交通マナーを実践する。
- イ 交通違反および交通事故（加害者、被害者のどちらの場合も）は、必ず 110 番をし、警察を通して事故処理を済ませる。その後、速やかに学級担任に報告する。

(2) 自転車通学について

- ア 自転車通学を希望するときは、使用する自転車の防犯登録、自転車損害賠償責任保険等への加入をした上で学級担任に届け出て、生徒指導部よりステッカーの交付を受ける。
- イ 自転車の二人乗り、並列走行、イヤホン走行、スピードの出しすぎ、「ながら」走行（スマホ等）など、周囲の交通の妨げとならないように走行する。特に高齢者や子どもなどの交通弱者に配慮すること。
- ウ 降雪時は、自転車の運転を禁止する。禁止期間については学校より指示がある。
- エ 学校では指定された自転車置き場に駐輪し、必ずカギをかけること。
- オ 自転車乗車時はヘルメットを着用することが望ましい。

(3) 原動機付自転車（50cc以下）の運転免許について（以下、原付バイク）

- ア 運転免許の取得を希望するときは、『免許取得願』に記入し、学級担任に提出する。
- イ 運転免許取得後は、『免許取得届』および『誓約書』に記入し、速やかに学級担任に届け出る。
- ウ 学校までの原付バイクでの通学は禁止する。ただし、公共交通機関がなく最寄り駅まで 5 km 以上ある場合は届けを出し、職員会議で審議の上、最寄り駅までの原付バイクの利用を許可される場合もある。

(4) 小型限定普通二輪免許、普通自動二輪免許の運転免許について

- ア 上記の運転免許取得は禁止とする。
- イ 他者が運転する普通自動二輪等への同乗は禁止とする。

(5) 自動車の運転免許について

- ア 自動車学校への入校は卒業年次とし、原則として進路決定後（おおむね 9 月中旬以降）とする。
- イ 運転免許の取得を希望する場合は、『自動車免許取得願』に記入し、学級担任に提出する。受講・受験に関しては、修学に支障のない範囲で許可する。
- ウ 運転免許取得後は、『免許取得届』および『誓約書』に記入し、速やかに学級担任に届け出ること。
- エ 自動車運転による通学は禁止する。
- オ 自動車運転の際には必ず保護者同伴とし、本校生徒を同乗させてはならない。

(6) その他

- ア 電動キックボードを使用しての通学は禁止とする。

6 考查中の不正行為について

- ア カンニング行為のあった場合、当該科目およびそれ以降の考查の点数は0点とする。
- イ 携帯電話、通信機器等は身につけてはいけない。教室に持ち込む場合は、必ず電源を切りかばんの中に入れ、かばんは、教室の後方に置くこと。身につけていたことが発覚した場合、当該科目の考查の点数は0点とする。
- ウ 考查中の私語、筆記用具などの貸し借りはしないこと。

7 特別指導について

- ア 生徒が反社会的あるいは非社会的な行動や言動があった場合には、特別な指導を行う。
- イ 主な禁止行為について
 - ①素行不良，社会規範に違反する行為
万引き、窃盗、脅迫、恐喝、暴力行為、傷害、凶器所持、飲酒、喫煙（たばこ所持を含む）、交通法規違反、いじめ等の人権侵害行為、肖像権の侵害行為、誹謗中傷、性的不良行為、闇バイト・特殊詐欺等の犯罪行為 など
 - ②本校が定める諸規則に違反する行為
自動車運転・原付による登下校、小型限定普通二輪免許および普通自動二輪免許の取得、普通自動二輪等への同乗、テスト不正行為、施設設備の破損、他者が迷惑と感ずる行為、指導拒否、教員に対する暴力・暴言等
 - ③授業中のルールに違反する行為
携帯電話等の使用、飲食、立ち歩きなど授業の進行を妨げる行為、私語を続けるなど他の生徒が授業を受ける権利を侵害する行為、無許可で授業を抜け出す等の行為
- ウ 20歳以上であっても飲酒、喫煙等については登下校時を含む学校生活時間帯は不可とする。

8 備考

届け出により許可が得られるもの

下記の届け出用紙を担任からもらい、記入後、担任へ提出すること

- アルバイト 「就労（アルバイト）許可願い」
- 原付免許取得 「原付免許取得願」 →免許取得後「原付免許取得届」および「誓約書」
- 自動車免許関係 「自動車免許取得願」 →免許取得後「自動車免許取得届」および「誓約書」
- 自転車通学 「自転車通学願い」 →許可のあとステッカーを購入し、自転車貼付

令和6年8月28日 改訂